
吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく書面)

(吸収分割)

2024 年 10 月 17 日

楽天グループ株式会社

2024年10月17日

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天グループ株式会社
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

楽天グループ株式会社（以下「当社」といいます。）は、2024年10月17日付で楽天インサイト株式会社（以下「楽天インサイト」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2024年12月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、楽天インサイトを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。本件吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び同法施行規則第183条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

（会社法第782条第1項）

2024年10月17日付で当社と楽天インサイトが締結した吸収分割契約書は別紙1のとおりです。

2. 吸収分割対価の相当性に関する事項

（会社法施行規則第183条第1号）

楽天インサイトは、本件吸収分割に際し当社に対して、本件吸収分割の対価の交付を行いませんが、当社が楽天インサイトの発行済株式数の全部を有することから、相当であると判断しております。また、本件吸収分割により楽天インサイトの資本金及び準備金の額を増加しないことといたしますが、本件吸収分割後における楽天インサイトの事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

3. 吸収分割会社の新株予約権への対価等の相当性に関する事項

（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

（会社法施行規則第183条第4号）

楽天インサイトの最終事業年度における計算書類等は、別紙2のとおりです。

5. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

（会社法施行規則第183条第5号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は以下のとおりです。

- ① 当社は、2024年2月6日に、米ドル建無担保社債1,800百万米ドルの発行を実施しました。

- ② 当社は、第1四半期連結会計期間において、2024年満期米ドル建シニア債の現金対価による公開買付を実施しました。
- ③ 当社と、当社の連結子会社である楽天銀行株式会社（以下「楽天銀行」）は、各社取締役会の決議に基づき、2024年4月1日、楽天銀行を含む当社グループのフィンテック事業の再編（以下「本再編」）に向け、協議を開始することについて合意し、本再編に関する基本合意書を締結しました。
- ④ 当社は、2024年4月10日に、米ドル建シニア債2,000百万米ドルの発行を実施しました。
- ⑤ 当社は、2024年4月24日に、ユーロ円建無担保シニア債500億円の発行を実施しました。
- ⑥ 当社は、第2四半期連結会計期間において、第15回無担保社債750億円の現金対価による買入れを実施しました。
- ⑦ 当社グループは、2024年7月25日に、当社グループが保有する通信設備等をオーケストラ合同会社（以下「同合同会社」）に売却し、同時に当社グループが継続して当該資産を管理運営するための賃貸借契約を同合同会社と締結しました。
- ⑧ 当社及び楽天銀行は、本再編が双方の更なる持続的成長及び企業価値向上に資するかどうかという観点に加え、フィンテック事業の各サービスに係る法規制、楽天銀行の少数株主利益、フィンテック事業のエコシステム強化に最適なグループ・ストラクチャー等の更なる総合的検討が必要と判断したため、2025年1月の効力発生を目指すことを各社の取締役会決議を経て2024年7月29日に決定しました。

6. 吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させたものに限る。）の履行の見込みに関する事項
（会社法施行規則第183条第6号）

（1）吸収分割会社について

本件吸収分割効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本件吸収分割後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

（2）吸収分割承継会社について

本件吸収分割効力発生日後の楽天インサイトの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後の楽天インサイトの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、楽天インサイトの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本件吸収分割後における楽天インサイトの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

吸収分割契約書

楽天グループ株式会社（本店所在地：東京都世田谷区玉川一丁目14番1号。以下「甲」という。）と楽天インサイト株式会社（本店所在地：東京都世田谷区玉川一丁目14番1号。以下「乙」という。）とは、本件事業（第1条に定義する。）を分割して乙に承継させること（以下「本件吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、甲の楽天超ミニバイト事業（以下「本件事業」という。）を分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割対価の交付）

乙は、本件吸収分割に際して、第4条に定める承継する権利義務の対価として、株式その他の金銭等の交付を行わないものとする。

第3条（乙の資本金等に関する事項）

乙は、本件吸収分割に際して、資本金及び準備金を増加しないものとする。

第4条（承継する権利義務に関する事項）

- 本件吸収分割に際して、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務（以下「本件権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
- 前項にかかわらず、本件権利義務のうち、(i) 法令、条例等により本件吸収分割による承継ができないもの、又は(ii) 本件吸収分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
- 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第5条（効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日は、2024年12月1日とする。ただし、本件吸収分割に係る手続進行上の必要性又はその他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第6条（吸収分割の承認）

- 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ることなく本件吸収分割を行う。
- 乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ることなく本件吸収分割を行う。

第7条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日後も、乙に対し、本件事業に関して競業避止義務を負わない。

第8条（本件吸収分割の条件の変更又は解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議の上、本件吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙の適法な機関における本契約の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（本契約書に定めのない事項）

本契約書に定める事項の他、本件吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを決定する。

第11条（裁判管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下、本頁余白）

以上、本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2024年10月17日

甲 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天グループ株式会社
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

乙 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天インサイト株式会社
代表取締役社長 渡邊 秀文

承継権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産及び債務の額については、甲の2024年10月17日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

- (1) 本件事業に属する流動資産（売掛金、未収入金、前払費用）
- (2) 本件事業に属する有形固定資産及び無形固定資産：なし
- (3) 主として本件事業に関する関係会社株式、関係会社出資金及び投資有価証券：なし
- (4) 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、関係会社株式、関係会社出資金及び投資有価証券以外のうち、本件事業に属する資産の一切

2. 債務

乙は、本件事業に属する債務（未払金、仮受金）のうち、法令上承継可能なものについてすべて承継するものとする。

3. 雇用契約

乙は、甲と本件事業に従事する甲の従業員との間の雇用契約及びこれに付随する権利義務の一切は承継しない。

4. 雇用契約を除く契約

乙は、本件事業に関する売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、保証契約その他の契約（雇用契約及び知的財産権等を除く。）における契約上の地位及びこれに付随する権利義務を承継する。ただし、当該契約のうち、会社分割による契約上の地位の移転又は支配権の移転が契約の解除事由、終了事由、違反事由を構成する可能性がある等の理由により、当該契約の相手方当事者の承諾を得る必要があるものは、甲が相手方当事者の承諾を得て、乙に承継するものとする。

5. 許認可等

乙は、本件事業に属する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものについてすべて承継するものとする。

6. 知的財産権

乙は、効力発生日の前日において甲が保有する以下の知的財産権を承継するものとする。

【承継対象となる商標】

- ・商標名：「超ミニバイト」
- ・登録番号：6649450
- ・出願番号：商願 2022-074601

以上

楽天インサイト株式会社

決算報告書

第 25 期

自 2023年 1月 1日

至 2023年12月31日

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 2,695,519 】	【流動負債】	【 1,060,570 】
現金及び預金	11,551	未払金	636,626
売掛金	1,136,962	未払費用	362
貯蔵品	364	未払法人税等	382,694
前払費用	23,773	前受金	5,492
CMS預け金	1,427,692	預り金	448
未収入金	13,597	仮受金	34,946
未収法人税等	0		
未収消費税等	81,577		
【固定資産】	【 68,911 】		
(有形固定資産)	(155)	負債合計	1,060,570
工具器具備品	155		
		純資産の部	
		科目	金額
(無形固定資産)	(4,826)	【株主資本】	【 1,703,860 】
ソフトウェア	4,746	(資本金)	(246,100)
電話加入権	79	(資本剰余金)	(158,100)
		資本準備金	158,100
(投資その他の資産)	(63,929)	(利益剰余金)	(1,299,660)
繰延税金資産	63,929	その他利益剰余金	1,299,660
		繰越利益剰余金	1,299,660
		純資産合計	1,703,860
資産合計	2,764,431	負債及び純資産合計	2,764,431

損益計算書

〔 自 2023年 1月 1日
至 2023年12月31日 〕

(単位：千円)

	金 額	
売上高		5,869,160
売上原価		1,420,272
売上総利益		4,448,887
販売費及び一般管理費		3,052,574
営業利益		1,396,313
営業外収益		980
受取利息	980	
雑収入	0	
営業外費用		256
為替差損失	157	
雑損失	98	
経常利益		1,397,036
特別損失		0
固定資産除却損	0	
税引前当期純利益		1,397,036
税金費用		428,325
法人税、住民税及び事業税	407,996	
法人税等調整額	20,328	
当期純利益		968,710

株主資本等変動計算書

〔 自 2023年 1月 1日 〕
〔 至 2023年12月31日 〕

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
前期末残高	246,100	158,100	158,100	1,240,951	1,240,951	1,645,151	1,645,151
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△ 910,002	△ 910,002	△ 910,002	△ 910,002
当期純利益	-	-	-	968,710	968,710	968,710	968,710
当期変動額合計	-	-	-	58,708	58,708	58,708	58,708
当期末残高	246,100	158,100	158,100	1,299,660	1,299,660	1,703,860	1,703,860

個別注記表

(2023年12月31日現在)

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年以内）における定額法を採用しております。
- (2) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。
- (3) 収益及び費用の計上基準
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）（以下「収益認識に関する会計基準等」）を2022年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりです。

当社は顧客に対して主にリサーチ業務を提供しております。リサーチ方法（サービス内容）によって成果物は様々ですが期間で契約するサービスは発生せずに、基本は成果物（リサーチレポート等）の納品が履行義務となります。
履行義務は納品物が検収された一時点または納品後3営業日が経過した時点で充足され、収益を認識しております。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 消費税等の会計処理方法
税抜方式によって処理しております。

II 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の数

普通株式	3,677 株
前期末株式数	3,677 株
当期末株式数	3,677 株

III 税効果注記

- (1) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、2023年度事業年度から、グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

IV その他の注記

- (1) その他追加情報の注記
 - ① 楽天グループ株式会社との出向契約の一部解除
2022年期末にて、代表取締役社長1名を除き楽天グループ株式会社との出向契約を解除致しました。
本変更ともない、以下の影響がございます。
 - ・ 当社は2023/1/1より、出向契約を継続している代表取締役社長1名以外、社員及びそれに準ずる者はありません。代表取締役社長は東京事業所での勤務ですので、大阪及び名古屋の事業所は2023年1月1日付けで閉鎖しております。
 - ・ 上記に伴い、2022年度10月～12月の期間で費用計上した出向負担金（賞与引当金相当額）と、出向解除となった者に係る株式報酬2023年で戻入（出向元である楽天グループ株式会社から返金）となっており、出向負担金及び株式報酬費用がマイナス残高となり。
 - ② 楽天グループ株式会社との業務委託契約の締結
①に代わり、2023年年始より、楽天グループ株式会社と業務委託契約を締結しております。
 - ③ 2023年11月にて簿価1円の工具器具備品（パーソナルコンピューター）を除却したため、固定資産除却損1円を計上しております。

第25期

事業報告

自 2023年 1月1日
至 2023年 12月31日

楽天インサイト株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

I. 企業の現況に関する事項

1. 事業の概況

① 事業の経過および成果

当社は、調査会社、広告代理店及び一般事業会社を主要なクライアントとして、国内市場を対象としたマーケティングリサーチ事業を遂行してまいりました。

今年度は楽天グループ内での相互シナジーによる営業の効率化を図るとともに、収益性向上のためのオンライン調査、高付加価値型の分析案件、データマーケティング商品といった戦略商品の拡販を推進し、社会全体の変化やクライアントニーズに応える体制を整えてまいりました。

また将来のさらなるデジタルシフトを見据え、デジタル広告の効果測定システムや大規模パネルデータといった独自価値への投資を継続して実施いたしました。

これらの施策により、今年度は以下の通り減収増益となりました。

当期の売上高は 5,869,160 千円となりました。また、当期の経常利益は 1,397,036 千円、当期純利益は 968,710 千円となりました。

② 設備投資の状況

当期において実施した設備投資はございません。

③ 会社に対処すべき課題

次期においては、以下の課題に対応すべく、顧客セグメントを再定義し、各セグメントに最適化された営業戦略の実行並びに商品開発投資によって、収益拡大に注力してまいります。

- ・収益性が高いオンライン調査、分析案件の拡販
- ・データマーケティング商品の拡販
- ・AI 活用による各調査工程の生産性向上

株主の皆さまにおかれましては、当社の経営に対する格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2. 財産および損益の状況の推移

区 分		2020年度 第22期	2021年度 第23期	2022年度 第24期	2023年度 第25期 (当事業年度)
売上高	(千円)	6,230,311	6,666,520	6,221,574	5,869,160
経常利益	(千円)	344,637	1,196,428	1,313,854	1,397,036
当期純利益	(千円)	235,284	827,489	909,814	968,710
1株当たり 当期純利益	(円)	63,988.21	225,044.64	247,433.88	263,451.42
総資産	(千円)	2,060,123	2,828,975	2,802,774	2,829,539
純資産	(千円)	970,177	1,562,338	1,645,151	1,703,860

3. 主要な事業所

名称	所在地
本社	東京都世田谷区

4. 従業員の状況

区分	従業員数	前期比増減
計	0人	184人減

※ 使用人兼務役員を含む

5. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は楽天グループ株式会社であり、同社は当社の株式を3,677株（議決権比率100%）保有しています。

なお、当社と楽天グループ株式会社との間では、会員ID及びポイントプログラムの利用等に関して取引関係があります。

② 子会社の状況

該当事項はございません。

6. その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

II. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 普通株式 10,160 株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 3,677 株
- ③ 当事業年度末の株主数 1名
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	議決権比率
楽天グループ株式会社	3,677 株	100%

2. 会社役員に関する事項

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡邊 秀文	<ul style="list-style-type: none">➤ 楽天グループ株式会社（執行役員）➤ 楽天インサイト・グローバル株式会社 （代表取締役会長）
監査役	谷 淳一	<ul style="list-style-type: none">➤ 楽天グループ株式会社財務経理ディビジョン主計部（ジェネラルマネージャー）➤ 楽天トータルソリューションズ株式会社 （取締役）➤ 楽天インサイト・グローバル株式会社 （監査役）➤ 楽天データソリューションズ株式会社 （監査役）➤ 楽天 Edy 株式会社（監査役）➤ 楽天健康保険組合（監事）

（当事業年度に係る役員報酬等の総額）

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	1人	28,000,019 円	

注1 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（代表取締役社長 1,492,019 円）を含んでおります。

（注） 本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

私は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1、監査の方法及びその内容

私は、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2、監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和 6年 2月 28日

楽天インサイト株式会社

監査役 谷 淳一

